

豊川市総合交通戦略策定等業務委託に係るプロポーザル実施要領

この要領は、豊川市総合交通戦略策定等業務委託にあたり、プロポーザル方式により受託者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 豊川市総合交通戦略策定等業務委託
- (2) 業務目的 本業務は、現行の「豊川市地域公共交通計画」が令和7年度をもって計画期間が終了となることに合わせて、令和5年度に実施したOD調査兼バス利用者アンケート調査及び公共交通に関するアンケート調査の結果を踏まえ、公共交通とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るため、豊川市地域公共交通計画を内包する豊川市総合交通戦略を策定することを目的とする。
- (3) 業務場所 豊川市全域
- (4) 業務内容 別紙「豊川市総合交通戦略策定等業務委託仕様書」
- (5) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで
- (6) 予算概要 25,100,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、上記の額は、債務負担行為における限度額であり、本市とこの金額で契約を約束するものではない。
(令和6年度…12,900,000円以内、
令和7年度…12,200,000円以内。)

2 プロポーザル方式

- (1) 実施方法及びその理由
豊川市プロポーザル方式実施要綱第2条第2号及び第3条第7号により、公募型プロポーザル方式とする。
- (2) プロポーザル方式を採用する理由
業務を委託するにあたり、民間事業者の高い専門性、企画力、経験及び実績を有する事業者を選定するため。

3 参加資格（提案書提出者に要求する資格）

本プロポーザルに参加できる者は、次のいずれにも該当する者とする。なお、豊川市プロポーザル方式実施要綱第19条の契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

- (1) 「豊川市総合交通戦略策定等業務委託仕様書」に基づく業務を行うことができること。
- (2) 対象業務（設計・測量・建設コンサルタント等）における豊川市での令和6・7年度入札参加資格の登録済であること。未登録である場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する前に登録しておくこと。
- (3) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立

て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 過去に自治体の総合交通戦略又は公共交通計画の策定業務を受託した実績があること。若しくはそれに類似する業務実績があること。
- (8) 配置予定管理技術者については、下記のいずれかの資格を有すること。
 - ①技術士【総合技術監理部門】（建設－都市及び地方計画）
 - ②技術士【建設部門】（都市及び地方計画）
 - ③技術士【総合技術監理部門】（建設－道路）
 - ④技術士【建設部門】（道路）
 - ⑤RCCM（都市計画及び地方計画）
 - ⑥RCCM（道路）
- (9) 本プロポーザルに参加できる者（以下「参加企業」という。）は、単体又は複数の企業の共同体とする。なお、1参加企業につき1申請とする。

4 提案書提出までの手続等

(1) 説明書等の交付

①交付期間

令和6年4月10日（水）から令和6年4月24日（水）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「執務時間中」という。）

②交付場所及び交付方法

豊川市都市整備部市街地整備課において直接交付するもののほか、豊川市ホームページ上において掲載するものとする。なお、実施要領等の直接交付を希望する場合は、事前に豊川市都市整備部市街地整備課まで電話連絡すること。

(2) 実施要領等に対する質問書の提出

①受付期間

令和6年4月15日（月）～令和6年4月19日（金）

②提出先

豊川市都市整備部市街地整備課

③提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shigaichi@city.toyokawa.lg.jp）

※様式は任意とするが、資料名・該当ページを明記した上で質問事項が明確に分かるようにすること。また、電子メール送信後は、電話にて提出した旨を市街地整備課に連絡すること。

④質問書の回答方法

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて、令和6年4月22日（月）までに豊川市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

(3) 参加表明書の提出

①提出書類

様式第3号「参加表明書」及びそれに記載のある添付書類

②提出期限

令和6年4月24日（水）午後5時15分（必着）

- ③提出先
豊川市都市整備部市街地整備課
- ④提出方法
窓口への持参、郵送または宅配便とする。なお、持参による受付は、執務時間中とする。
- (4) 提案書提出者の選定方法、選定基準及び選定概数等
 - ①選定方法
参加表明書で提示された内容等により総合的に行う。
 - ②提案書提出者を選定するための基準
別紙「豊川市総合交通戦略策定等業務委託に係るプロポーザル提案書提出者選定基準」
 - ③選定する概数
概ね8者
 - ④選定結果は、参加表明書の提出者に文書で通知する。
 - ⑤選定結果に対して異議を申し立てることはできない。
 - ⑥選定結果に関する質問には回答をしない。
- (5) 提案書の提出
 - ①提出書類
 - ア 様式-4「提案提出書」
 - イ 提案書（別紙「豊川市総合交通戦略策定等業務委託に係るプロポーザル提案書作成要領」により作成する。なお、提案書の表紙以外は、選定委員会において公平な審査に資するため、会社名等提案書提出者が判明できる内容を記載しないこと。）
 - ウ 様式-5「プレゼンテーション・ヒアリング審査参加者名簿」
 - ②提出期限
令和6年6月5日（水）午後5時15分必着
 - ③提出先
豊川市都市整備部市街地整備課
 - ④提出方法
窓口への持参、郵送または宅配便とする。なお、持参による受付は、執務時間中とする。また、提出期限後の追加資料の提出は認めない。

5 受託者の特定

- (1) 受託者を特定するための評価基準及び評価方法
 - ①提出された提案書の内容等を評価基準に基づいて書類審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングにあたっては、パソコン及びプロジェクターの使用は認めない。
 - ア 実施日
令和6年6月21日（金）30分程度（準備、ヒアリングを含む。ただし、ヒアリングは5分程度を確保すること。）
 - イ 場所
豊川市役所北庁舎12会議室
 - ②受託者を特定するための評価基準は、別紙「豊川市総合交通戦略策定等業務委託に係るプロポーザル提案書提出者評価基準」とする。
- (2) 受託者の特定及び特定結果の通知
 - ①受託者は、評価基準に基づく評価点の合計の最も高い者とする。

- ②審査結果については、提案書提出者に文書で通知する。
- ③審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- ④審査結果に関する質問には回答をしない。

6 募集から受託者特定までのスケジュール

- (1) 手続き開始の公表
令和6年4月10日（水）
- (2) 説明書等に対する質問（受付期間）
令和6年4月15日（月）～令和6年4月19日（金）
- (3) 参加表明書の提出期限
令和6年4月24日（水）
- (4) 選定通知及び提案書提出要請書の送付
令和6年4月26日（金）～令和6年4月30日（火）
- (5) 提案書の提出期限
令和6年6月5日（水）
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和6年6月21日（金）
- (7) 特定結果の通知・公表
令和6年6月24日（月）

7 その他の留意事項

- (1) 参加者が以下の事項に該当する際は、失格とする。
 - ①実施要領の定める手続きを遵守しない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④要領その他、市の定めに違反する行為があった場合
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、提案書の提出者の選定及び受託者の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 「様式－2」及び「様式－3」に記載した配置予定技術者は病休、死亡、退職等の特別な場合を除き変更できないものとする。
- (7) プロポーザル方式は、当該業務にとって最も適切な技術力そして経験と実績等を有する「者」を選定する方式であり、「設計案」を選定するコンペ方式ではないことから、選定された者により提案された案が必ずしも採用されるものではないことに留意すること。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書については、豊川市情報公開条例に基づき開示する。